

「徳川実紀」の編纂について

藤 實 久美子

1. はじめに

今回の館内研究会のテーマ「歴史編纂の比較史」は、これまで日本近世の史科学のなかで取りあげられる機会が少なかった編纂物を対象にすえたもので、史科学の間口を広げるために、極めて意義があるものと考えている。これに加えて、韓国と日本における歴史書編纂の比較を行おうとする今回の問題関心は、ややもすると一国史親的な発想に陥る傾向や、研究の細分化が進行している状況に、一石を投じるもので、大変に重要であると受けとめている。

上のように研究会主催者の企画意図を位置づけたうえで、本報告では、ともに中国の歴史書の影響を受けた韓国と日本の歴史書編纂が、その様式から離れて、どのように独自の世界を形成したのかについて、考えてみたい。具体的には、武家政権である江戸幕府が編纂させた歴史書のうち、編集の模範を中国の「実録」と、日本古代における天皇勅撰の「六国史」とに求めた「徳川実紀」¹⁾(以下、当時の一般的な呼び名にならって「御実紀」と記す)について、史料学的な観点から、その編集過程に重点をおいて報告したい。なお、「御実紀」編纂の計画が起こったのは、11代目徳川将軍家斉(就職期間1787~1837)期である。

2. 「御実紀」編纂の建議

寛政期以降（1789～）、幕府が主導する大規模な編纂事業が行われた。たとえば、歴史の分野では、「御実紀」²⁾「朝野旧聞褒稿」³⁾「史料」がある。家譜・伝記の類では「寛政重修諸家譜」⁴⁾があり、地誌類では「新編武蔵国風土記稿」⁵⁾「新編相模国風土記稿」をあげることができる。

寛政期以降に、幕府による大規模な編纂事業が行なわれた理由は、大きくは1つに、対外的危機に直面した幕府が、将軍権威を象徴する家格制・儀礼的秩序の再編を行い、国家の編成・統合を強化させなければならない段階にあったこと。2つには、指導力を備えた松平定信⁶⁾が老中となり、その意向が強く働いたことにあった。

定信の自叙伝である「宇下人言」の寛政3年（1791）条には、すでに「御実録」・「風土記」の編纂・孝子忠臣を集めた書物や万石以上の「系図」の編集企画を上申したいという意向が書いてある。

しかしながら、定信は寛政5年に失脚した。そのため、「御実録」編纂などの構想が実現するには、幕府の儒者林述斎⁷⁾、および定信の路線を受け継いだ老中松平信明による建議が行われるまで、しばらくの時をおかなければならなかった⁸⁾。

寛政11年、述斎は、徳川將軍家の事跡を調べてまとめるために必要な記録の蒐集を行うことを、幕府上層部へ要請し、それを許された。その後、史料の蒐集を行い、相当量が集まったため、享和元年（1801）、事業の方向性の大凡を示すことにした。享和元年の時点で、述斎が提示した方向性とは、1つに、慶長8年（1603）の家康の將軍宣下で区切りをつけ、ここで筆を置くこと。2つめに、2代將軍秀忠以降については、將軍ごとに「実録」をまとめるというものであった⁹⁾。結果からいえば、多少の変更を伴いつつ、前者は「朝野旧聞褒稿」として、後者は、「御実紀」として、結実したことになる¹⁰⁾。

3. 「御実紀」の編集方針

享和元年に、「御実紀」編集の方向性は決まったが、述斎は多忙で、「御実紀」の編纂に専心できる状況になかった。そのため、文化6年(1809)2月12日、¹¹⁾述斎は、若年寄に、編修主任として奥儒者の成島司直を推薦した。司直を推薦した理由は、仕事の手早いこと、また近年、紅葉山文庫の目録改正で述斎の補佐役を務め、述斎の意思をよく心得ていることにあった。¹²⁾

この述斎の提言は受け入れられて、文化6年2月28日、若年寄堀田正敦から司直に対して、述斎とともに「御当家御実録取調」に従事するようにと、伝達があった。¹³⁾

3月9日、林述斎・成島司直は、連名で、堀田正敦に伺書を提出した。その伺書の内容は、以下の通りである。¹⁴⁾

- (1) 書名は「御実紀」としたい。なぜならば、「実録」は天子・天皇に限定して使うからである。
- (2) 編集は、まず近いところから始め、追々、遡るようにしたい。
- (3) 本編は、「実録」の書法に基づき、編年体とする。
- (4) 用字は、平仮名文(漢字仮名混じり文)としたい。
- (5) 年月の不明なものは、附録とする。さらに古い時代では附録に「考異」を付けたい。
- (6) 編纂場所は成島司直の役宅(場所は浅草か)とし、臨時職員の出勤を要請したい。
- (7) 下書が出来た段階で述斎が一覧し、司直と相談の上で本文を確定し、中清書を行う。

上は何書の段階のものであるため、実際にどのような形で編纂が進んだのかを確かめておく必要がある。(2)については、後掲の校閲年から、提案の通りに進んだことが明らかになる。(1)と(3)～(5)は完成した「御実紀」から、ほぼ方針にしたがって、編纂は進んだことがわかる。(6)につい

ては、「御実記」¹⁵⁾によって確認でき、また、完成時に25人の者に褒賞が与えられていることから、臨時職員の充当があったことが知られる。(7)については未詳である。

さて、「御実紀」の編集方針をみてみたい。次に示すのは「御実紀成書例」¹⁸⁾の第1ヶ条目である。

「一、體禮は我朝文徳三代の實録をもと、し。漢土にては唐の順宗實録と明清の實録をもて標準とす。されば古今宜を殊にし和漢制異なれば。ひたすら皇朝のさまにもならひがたく。又漢土の制はことさら遵用しがたき事共多し。いたづらに虚文浮辞を学び。事實にもどるべきにあらず。よりて彼是を斟酌して。別に成書例一篇をつくりて巻首に冠す」

ここからは、編纂の模範を、日本の「文徳実録」¹⁹⁾・「三代実録」²⁰⁾にならい、また中国の「実録」²¹⁾にとるとしたこと。しかしながら、実際に適用するには困難な点が多いため、記事の採用については独自の基準を設定したことが明らかになる。

「御実紀」の編集で定めた独自の基準とは、たとえば、三家三卿は格別²³⁾、大名は国持・城主・領主に分ける。幕臣については四品以上・万石以上・布衣以上・御目見以上の4つに分ける。そして、万石以上に限り家督を譲った日の条にその事跡を略述し、布衣以上に限って役職の交替・褒賞を記し、養老(70歳を超えてなお役職についていた者への褒美)の記事は特別に目見え以上から記す²⁴⁾などである。この基準は、極めて客観的な記述となる可能性をもっている。

その一方で、大事をとり小事を省く。ただし、些細なことでも大政の得失に関わることは洩らさずに記す。將軍の善行嘉言、あるいは人々の口に伝えて後の模範とするべきものは付録²⁵⁾に載せる、殊更の武功を果したものなどで特筆すべきものは武家の如何に関わらず記す²⁶⁾などといった点は、極めて基準に曖昧さを残していることを示している。また、家康・秀忠・家光までの3代²⁷⁾については、些細なことも載せるとしており、編者の主観が大きく作用したことや、通時的にみて統一性を欠く部分があったことが推察できる。

「御実紀」は、上の規定に照らせば、自ずから、後の模範となる徳川將軍の仁政を叙述するものなる。つまり、「御実紀」の記述は、將軍を顕彰する方向に傾いている点は否定できない。²⁸⁾

4. 史料蒐集

「引用書目」には747部の書名が掲載されているが、その分析は今後の課題とし、ここでは、つぎの3点だけを指摘したい。²⁹⁾

1つは、位記宣旨・外国国書の原本には、まったく目を通すことができなかったことである。³⁰⁾これは、紅葉山文庫内でも、位記宣旨と外国書簡は貴重書に類別され、箱の封印は老中が行い、容易に開けられなかったからである。

2つめは、目付が保管する「諸系譜」類は、林述斎が目付（当時は遠山景晉・佐野庸貞）に交渉して、貸し出しが実現したことである。³¹⁾

3つめは、寛永8・9年（1631・1632）以降は、表右筆所日記を中心史料として用いている点である。³²⁾表右筆所日記からの抜書きは、江戸城内の奥右筆詰所の2階で行ったという。³³⁾

このほか、詳細は不明ながら、幕府の儒者林家が代々蓄積してきた蔵書に加えて、述斎が蒐集したという記録類が参照されたことであろう。³⁴⁾

5. 「御実紀」の完成

天保13年（1842）11月に「御実紀」は完成した。³⁵⁾その構成と、その校閲（述斎の校閲かと思われる）が終わったとされる時期は、以下の通りである。³⁶⁾

書名	巻数	校閲年
家康 「東照宮御実紀」	10巻	付録25巻
		天保10年～天保11年

秀忠	「台徳院御実紀」60巻	付録5巻	天保6年～12年
家光	「大猷院御実紀」80巻	付録6巻	文政8年～天保4年
家綱	「嚴有院御実紀」60巻	付録2巻	文政5年～文政7年
綱吉	「常憲院御実紀」59巻	付録3巻	文政2年～文政4年
家宣	「文昭院御実紀」15巻	付録2巻	文政8年(但、付録下)
家継	「有章院御実紀」15巻	付録1巻	文政8年(但、巻15・付録)
吉宗	「有徳院御実紀」62巻	付録20巻	天保5年(但、付録の巻13)
家重	「惇信院御実紀」31巻	付録1巻	?
家治	「浚明院御実紀」55巻	付録3巻	?

続いて、天保14年12月、「御實紀」編集に関わった林述斎・復斎(述斎の4男)ら、25人に褒賞が与えられた。また、翌弘化元年(1844)2月に、成島筑山ほか1人に、褒美を与えられた。なお、時の将軍は12代家慶(在職1837～1853)である。

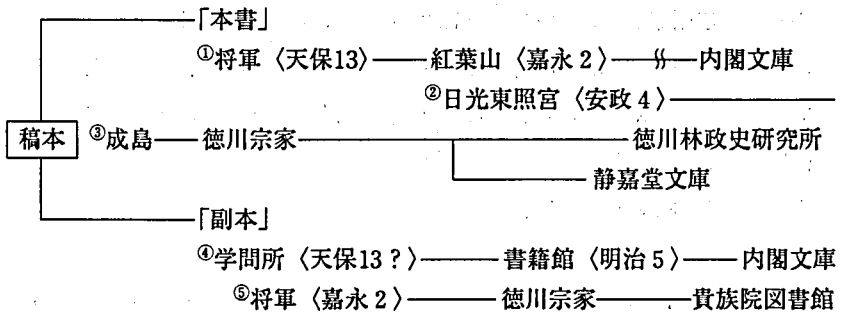
ところで、将軍に献上した「御実紀」(「御実紀成書例」では「本書」³⁷⁾)には、引用書名が付されていないかった。

一方、「副本」には、記事の文末に引用書名が記載されていた。³⁸⁾ もっとも、「副本」は、その後、清書したうえで将軍に納めるようにと命じられた。嘉永2年(1849)11月26日に、林復斎と成島筑山らは、「副本」献上の功勞によって褒賞を受けた。

嘉永2年に将軍家慶が「副本」を作成させた理由は不明だが、これと相前後して、先に献上してあった本が紅葉山文庫に納められたことが確認できる。³⁹⁾ 以後、将軍は「副本」を側に置き、それを利用したと考えられる。

6. 伝本

現存する伝本の一部を示せば、つぎのとおりになる。



上記の伝本の書誌、および伝来の経過をつぎに記す。

①は、将軍への献上本で、旧紅葉山文庫本である。⁴⁰⁾

現在は、国立公文書館内閣文庫の所蔵である。同書は、貴重書扱いとなっており、閲覧には特別な申請手続きを必要とする。31冊が明治以降に散逸し、485冊が現存する。

書誌は、写真で見える限りであるが、表紙は無地で絹。綴穴5穴朝鮮装。題簽は左はじ。1面8行。蔵書印は「浅草文庫」「日本政府図書」「内閣文庫」の3種類がある。このうち「浅草文庫」は、昌平坂学問所本が書籍館に入ってから押されたものであり、紅葉山文庫本の「御実紀」は明治以後に書籍館に入ったことを知り得る。⁴¹⁾

②は日光東照宮への献納本である。

同書の書誌は、表紙は黄色で卍つぎ文。綴穴5穴の朝鮮装。題簽は左はじ。料紙は薄手の美濃紙。1面8行。桐箱に入り、さらに長持に入っていた。⁴³⁾

③は稿本で、1965年ころに徳川宗家から徳川林政史研究所に寄託されたもので、1929年刊行（1940年再刷）の【新訂増補国史大系第38巻 徳川実紀第1篇】

などの口絵として写真が掲載されている。この写真によれば、1面8行。

また同書で注目できるのは、つぎの3点である。

1つは、引用書に関する記事がある。2つめは、その引用書名の書き方が、後述する④とは違って、対応する箇所の右肩に書いてある。3つめは、成島司直の筆で校閲の年月日が書かれている点である。とくに最後の点は、同書が、最終段階に近い稿本であることを示していよう。⁴⁴⁾

④は「副本」系統の本で、現在、内閣文庫に所蔵されている。

同書の書誌を記せば、表紙は後表紙と思われ、花田色無地。題簽は「東照宮御実紀 五六七」(左はじ)。綴穴は4穴。元表紙は共紙で、後表紙の見返し部分に糊付けされており、裏から透かしてみると表題「東照宮御実紀 卷之七」が打付けで、中央に書かれていることがわかる。大きさは縦260耗×横180耗。料紙は楮紙。1面8行。奥書はない。蔵書印は「浅草文庫」「書籍館印」「日本政府図書」「内閣文庫」。この蔵書印のうち「書籍館」「浅草文庫」からすると、旧学問所本と考えられる。

⑤は「副本」系統の本で、徳川将軍家に伝来し、明治維新後の当主徳川家達のとときに、貴族院図書館に入ったが、大正12年(1923)の関東大震災で焼失した。これは経済雑誌社本・国史大系本の底本となった。

以上、伝本の書誌を紹介したが、これらを参考にして伝本を成立時期順に並べて、その関係性に言及すれば、次のようになろう。

まず③の稿本が完成し、成島司直が校閲終了の旨を記した。その後、「出役」は清書本の作成にかかった。このとき、肩にある「引用書名」は写さずに、本文のみを清書した。天保13年に献上本①が完成した。併せて「引用書名」を付けた「副本」④の清書が作られた。のち、献上本①は嘉永2年に紅葉山文庫に入った。これと相前後して、「引用書名」を付した「副本」の清書⑤が将軍に献上された。⑤は紅葉山文庫には入らず、将軍の手元にあり、徳川宗家(家達)に伝わり、明治期に貴族院図書館に入った。

③の稿本は、成島家あるいは「御実紀」統編の編集を行った昌平坂学問所内の「御実紀調所」に伝わった。さらに明治維新後、「御実紀」統編の事業を継続した駿府の「御事績調役」に伝わり、徳川宗家の手に帰した。

なお、③稿本と①天保の献上本（「本書」）と⑤嘉永の献上本（「副本」）に本文の異同があることは、すでに指摘されている。⁴⁵⁾①と⑤との違いは、一度、將軍に献上した後に本文に手が加えられたことを意味し、「御実紀」の性格を考えるうえで重要である。⁴⁶⁾また、⑤と③との違いは、転写（近世段階）・植字（明治段階）⁴⁷⁾の際の単なる間違えもあろうが、その範囲を超えるものであり、③には数度にわたって加筆があったと考えられる。

いずれにしても、今後の課題として、静嘉堂文庫・徳川林制史研究所の稿本をはじめ、内閣文庫・国立国会図書館・東京国立博物館・寛永寺などにある諸本を、可能な限りにおいて調査し、比較検討することが残されている。

7. おわりにかえて

以下は、報告の後のディスカッションを進めるための糸口として、「朝鮮王朝実録」との相違点を列記するものである。

A 「朝鮮王朝実録」と「御実紀」との共通点としては、つぎの2点をあげることができる。

- ①一代ごとに分けて、それぞれ諡号を冠して書名とする。ただし、家康はその例外であり、注意を払っておく必要がある。
- ②編年体である。

B 「朝鮮王朝実録」と「御実紀」との違いとして、つぎの5点をあげることができよう。

- ①編纂の契機

これについては、本報告の「2」で述べた通りで、対外的危機に直面した幕府が権力の再編のために、「御実紀」の編集に着手したと理解できる。したがって、代替りがあれば当然のこととして、前代の歴史書を編纂する朝鮮王朝とは歴史書編纂に対するそもそもの意識が異なっている。

②編集体制

校閲のシステムを含め、「御実紀」の編集体制の細部について詳述するに至らないが、大筋は本報告の「3」で述べた次第である。繰り返せば、「御実紀」編集のために専従の部局は設置されず、また編集は林述斎ではなく、成島司直が中心となって行った。

③編集方針

これについては本報告の「3」で述べたので、ここでは省略する。ただし、「3」で触れなかった事柄のうち、「御実紀」が漢字仮名混じり文を採用したことについては、以下の点を勘案しておく必要がある。

1つは、漢字文化圏である東アジア世界での公用語は漢文であり、これを意識して「寛永諸家系図伝」（日光本・寛永20年〈1643〉完成）・「本朝通鑑」（寛文10年〈1760〉完成）は漢文体であった。これに対して「御実紀」では漢字仮名混じり文を採用した。その理由としては「御実紀」は利用に重点を置いていたためと考えられる。

2つめは、漢字仮名混じり文を採用すると、必然的に原史料を加工することになる。そのためすでに、成島司直が施した書き下しや要約には操作性があったという点に注意を促す指摘がなされている。⁴⁹⁾これは、同じ頃に編纂された「朝野旧聞褒稿」では網文を揚げ、その典拠となる史料を併記していることと比べると、「御実紀」の編集方針の特長を際立たせるものとなる。

④保存容器・保存場所および利用

紅葉山文庫や将軍の御手元文庫には利用の制限があったが、これらは参考図書館的な要素をも持っていた。ここからすれば、「御実紀」は利用を前提として編纂されたと考えられる。

⑤写本として伝来した。

「御実紀」の清書本は写本である。これは朝鮮と日本とでは、印刷物に対する社会的な位置づけが違うことに起因しよう。周知のように、近世初期に幕府・朝廷は活字印刷による出版を試みる。だが、良質の活版印刷物を作成するに十分な技術者を養成することができず、近世初期の段階で幕府は出版事業を放棄せざるをえなかった。以後、出版は商業出版が主となり、日本では、写本を整版・木活字版よりも珍重した。そのため「御実紀」は写本という印写様式をもって作成され、将軍や日光東照宮に献上された。

最後に、このような報告をする機会を与えられたことに感謝するとともに、報告の準備をしながら考えたことを1点、書き添えておきたい。

「御実紀」は、幕府の編纂物のなかでも、とくにモニュメント的な性格が強いため、記事の信頼性に疑問がある。そのため、止む終えず、あるいは便宜的に「御実紀」を引用するという研究者がいる。その一方で、「御実紀」は、編年体で、将軍の動静・幕府の施政や行事を記述して利用しやすいことから、活字本をそのまま使う研究者がある。これらは、史料として「御実紀」に対したときの見解の相違である。

しかしながら、上のように史料としての「御実紀」に向かう方法以外に、「御実紀」それ自体を研究の対象とする姿勢もあってよいだろう。実際に、「御実紀」に関する研究は、本報告の註を参観していただければ明らかなように、少なからずある。とはいえ、これらの蓄積を現段階の水準に止めることなく、「御実紀」の諸本にあたり、それぞれの性格を明らかにし、相互の関係性を解明していく必要がある。既知とされているような編纂物を史料学的な観点から再検討し、これまでの研究成果へ疑問を投げかけていく作業は、近世史学の進展にともない、今後さらに重要になるに相違ない。

註

- 1) 「御実紀」は全516冊(517冊とも)。構成は、本編447冊、付録68冊、総目録1冊あるいは2冊・引用書目1冊。天文11年(1542)～天明6年(1786)までを編年体で、初代將軍徳川家康から10代將軍家治について將軍ごとに編を分けて記す。

「御実紀」の刊本には、明治16・17年(1883・84)刊の我自刊我書『徳川氏御実紀附録』袋綴本・全17冊があり、ついで明治29年～明治32年刊の内藤耻叟校訂『徳川実紀』9冊(生田目経徳等発行)、明治37年刊『徳川実紀』7冊(経済雑誌社刊行)がある。これに黒板勝美編『新訂増補国史大系 徳川実紀』(吉川弘文館、初版1929年～)が続く。

- 2) 「朝野旧聞褒稿」(内容は江戸幕府を開いた徳川家康の一代記)1093巻、文政2年(1819)起稿、天保12年(1841)完成。
- 3) 「史料」430冊、文化3年(1806)起稿、文久元年(1861)終了。
- 4) 「寛政重修諸家譜」1530巻、寛政11年(1799)起稿、文化9年(1812)完成。
- 5) 「新編武蔵風土記稿」265巻、文化7年(1810)着手、文政11年(1828)稿本完成。「新編相模国風土記稿」125巻、文政7年(1824)着手、中断を挿んで、天保11年(1840)稿本完成。
- 6) 松平定信(生没年1758～1829)の老中在職は、天明7年(1787)から寛政5年(1793)まで。
- 7) 林述斎(生没年1769～1841)は岩村城主松平乗蘊の第3子。寛政5年(1793)4月、7代目当主林錦峰が没して、その継嗣となる。同年12月、大学頭に任じられた。儒者は、幕府の機構上、若年寄支配。なお、寛政9年、林家の家塾は幕府直轄の教育・研究機関となり、昌平坂学問所と改称した。
- 述斎の政治的な役割については、藤田覚「天保の改革」(吉川弘文館、1989年)、小野将「近世後期の林家と朝幕関係」(『史学雑誌』第102編第6号、1993年)、などの研究がある。
- 8) 高橋章則「近世後期の歴史学と林述斎」(東北大学『日本思想史研究』第21号、1989年)。
- 9) 東京大学史料編纂所架蔵写本「御実記」(請求番号4140、5-63)に次のようにある。本文とは傍線部①-①、①-②が対応する。やや長文となるが何書の全文を紹介する。

「一、文化六巳年(1809=引用者註、以下同様)二月十二日

□ (若年寄堀田) 摂津守(正敦)殿 直達

見返し 御代々御実記之事ニ付伺 林大学頭(述斎)

①-①寛政十一未年(1799)都而 御当家之御事跡見合ニ可相成記録追々取集メ後年修史之助ニ可仕旨相伺候処、伺之通被仰渡候ニ付累年相集候分最早余程ニ相成有之、①-②享和元酉年(1801)史料取立之儀申上候節右編輯之體例慶長八年(1603)

権現様將軍宣下ニ而絶筆仕候積り、夫より後ハ別段

御代々様江掛ケ候而 御家々御実録を追而取立可申含申上候得共、②近来御用向も嵩ニ未た取掛も難及、其上右御用取調候相当之人物を得不申候ハテハ容易ニ取掛り兼候、旁彼是空敷年月を経候処、此間成嶋邦之助面談仕候御、同人申候者、

淡明院様御代ハ誠ニ間近之儀ニ候得者最早御事実を委敷存知候者ハ稀成様ニ成行キ候間、何卒御実録を取立若出来候事ニも候ハ、 御一代宛繰上ケ取調申度心願之旨深く存込候趣ニ御座候、③(成島)邦之助事右様之取調場ハ随テ出来候者ニ而精力も強く殊ニ手早ニ物事弁シ、既ニ近年御文庫御書目改正之調私手ニ附ク様子も篤与存罷在候得ハ、右者へ御実録之調方附属仕候ハ、必定成就可仕哉と奉存候、左候得者手伝之者両三人も出役被仰渡候様仕度弥被 仰付候御義ニも候ハ、猶又委細之儀取調相伺可申候、先以此段御内慮奉伺候、以上、

巳二月

林大学頭

また、「御実記」の書誌を示せば、後表紙(改装後の表紙)に「御実記調所之記単」(表紙は薄茶色無地・白題簽・墨書)とある。元表紙には「御実記」(共紙・打付け墨書)とある。内容は、文化6年(1809)2月12日から文化7年7月16日の間に、林述斎・成島司直が若年寄堀田正敦に出した伺書の控えである。「御実紀」編纂時の日誌の存在は、現在のところ、確認されておらず、編纂時の様子を知り得る唯一の史料といってよい。

10) 山本武夫「『御実紀調所』再考」(『國学院雑誌』第80巻第11号、1979年)。

11) 成島司直(生没年1778~1862年)は、通称邦之助のち邦之丞。幕府の書物奉行勝雄の子。寛政7年(1795)奥儒者見習となり、同11年大番格となる。文政年間に奥儒者となる。天保14年(1843)10月24日御役御免隠居慎を命じられ、以後は役職につかなかった。退職の理由は、「統泰平年表」によれば、奥儒者でありながら、表方の役人と懇意になり、表方同様の振舞をしたことが見咎められたとされる(天保14年6月26日条)。あるいは、老中水野忠邦の老中引退と時期を同じくしており、これと関係があったとする説がある(山本武夫「成島司直」『国史大辞典』第10巻、吉

- 川弘文館、1989年、761頁)。養子は成島筑山、名は良讓(生没年1802~1853)。
 12) 註9) に引用した史料の傍線部②と③とを参照のこと。
 13) 東京大学史料編纂所架蔵写本「御実記」。
 14) 下は前掲「御実記」文化6年3月9日条である。

「一、三月九日

□ (堀田) 撰津守(正敦) 殿 (奥右筆衆布施) 蔵之丞ニ而上ル

見返し 編集之義大意伺

林 大学頭

成島邦之助

今般披 仰付候編集之儀、御実紀と唱へ候方哉と奉存候、実録与申候ハ和漢共天子之事に限り候、都而前々関東之儀称号筋ニハ御深慮も有之哉ニ相見へ候間、旁以御実紀と仕候方可然哉ニ奉存候、

一、取調方先手近キ所より相始メ、追々ニ廻り候様可仕候、本編ハ和漢実録之書法ニ本つき、尤平仮名文に認立、御嘉言御善行等年月を係かたき類ハ附録ニ仕可申与奉存候、

但シ、近世者御事実異同も有之間敷候へ共、古キ所ニ相成候得ハ必異同出来

可仕候間、其節ハ別ニ考異を附候様ニ可仕候、

一、右ハ(成島) 邦之助宅ニ而取調、尤出役之者も同人宅江出勤候様仕、下書出来次第、(林) 大学頭(述斎) 江相渡し一覽仕、邦之助申談之上、中清書仕候而相伺候様可仕与奉存候、

一、手附出役之儀別紙を以申上候、且右ニ付諸伺是又委細別紙之通りニ御座候、依之申上候、以上、

巳三月

林 大学頭

成島邦之助

- 15) 註13) に同じ。
 16) 臨時職員(「出役」)の用務は、記録の転写、校合作業、および清書であった。そのため、「出役」には和漢の学問に通じ、筆跡に優れるという要件が求められた(前掲「御実記」)。
 17) 山本武夫「『御実紀調所』再考」。
 18) 黑板勝美編『新訂増補国史大系 第38巻 徳川実紀第1編』(吉川弘文館、1929年発行(1940年再版)、1頁)。

- 19) 「文徳実録」は「六国史」の一つで、10巻。850年から858年までの文徳紀一代を、漢文編年体で記す。清和紀に起筆し、一時、編纂を中断してのち、陽成紀の879年に完成した。
- 20) 「三代実録」は「六国史」の一つで、50巻。「文徳実録」に続く6番目の正史。858年から887年の清和・陽成・光孝三代の時代を、漢文編年体で記す。宇多の命により編纂を開始したが数年で中断し、醍醐紀の901年に完成した。
- 21) 「皇明実録」687冊は、寛文12年(1672)紅葉山文庫に入庫したことが確認できる(福井保『紅葉山文庫』郷学舎、1980年)。
- 22) ここで中国の「実録」と、日本の「文徳実録」・「三代実録」を無造作に列記している点については、歴史書認識の問題と関わり重要であると考えるが、筆者には触れる準備がない。
- 23) 「御實紀成書例」の第7条に「一、三家三卿へ下さる、御使賜物等。これまた親々の大義にか、はりし事なれば洩さず」とある。
- 24) 「御實紀成書例」の第15条に次のようにある。
「一、此書はすべて武家の制にて 天朝の事に混ぜざれば。書法も別に一體をなせり。万石以上のうち國持・城主・領主をもて家格を三つにわかち。又その品秩は四品以上。萬石以上。布衣以上。御目見以上と四段にわかち。各そのことにより。甲の事は何以上より書し。乙の事は何以下より記さずといふ體例を立て。古今制をことにし公武の體まちへなる事を知らしむ。たとへば卒日に傳をかくるは萬石より以上にかぎり。御役替は布衣以上にかぎり。養老の賜は見參の人より以上にかぎるの類これなり。」
また上の箇条に関連した条に、「御實紀成書例」第10・11・21・22条がある。
- 25) 「御實紀成書例」の第3条に「何事も一々しるすことを得がたし。よりにて、其大事を載て小事をはぶく。されどまた瑣義末事たりとも。大政の得失にあづかりしことはこれを洩さず。其他御善行・御嘉言の簿録。又は口碑につたへて後の模範ともなるべき事はあつめて附録とす」とある。
- 26) 「御實紀成書例」の第10条に「又万石以下といへども。殊更武功の輩。又は指紳家の有識。或は高名の宿儒。をよび御帰依の釈徒等。すべて非常の輩はその傳をせしもま、あり」とある。また、林家・學問所に関わる事柄は優先的に載せるとする(「御實紀成書例」第19・20条)。
- 27) 「御實紀成書例」第4・5条などを参照のこと。

- 28) 坂本太郎『日本の修史と史学』至文堂、1966年。
- 29) 『新訂増補国史大系第38巻 徳川実紀第1編』7～14頁。
- 30) 「御實紀成書例」第16条を参照のこと。
- 31) 山本武夫、前掲論文。
- 32) 「御實紀成書例」の冒頭には、以下のようにある。
 「恭しく編修する所の歴朝実録は^①史局（表右筆所）の日録を根拠とし。かたはら内外の簿籍をかねとり。また家傳の正しきも参考する所あり。されど明暦より前は日録多半毀ちたり。よりに西城日記および世につたふる残編断帙をさぐり。家牒野史をもてこれを補ひ。彼是を校正し虚實を審定して。漸く一代の大體をなす。^②しかれどもなを遺脱を免る、事得難し。猶この後證とすべきものを得ば。其遺闕を補正すべきなり。」
- 上の傍線部^①にある「史局の日録」を表右筆所の日録とする見解については、山本武夫、前掲論文および小宮木代良「『御実紀』の引用「日記」の検討」（『日本歴史』第486号、1988年）の説に従った。
- 33) 山本武夫、前掲論文。
- 34) 林家の蔵書の内容については、木崎弘美「所蔵書よりみたる昌平坂学問所の特質」（『栃木史学』第8号、1994年）を参照されたい。なお、「御實紀成書例」の第38条によれば、享保以降については、煩瑣になるため、引用書名を省略した旨が書かれている。したがって、参照した書籍・口碑を突き止める作業はかなり難しいものとなるう。
- 35) 「統泰平年表」に拠る。「新訂増補国史大系第38巻 徳川實紀第1篇」の「凡例」に「文化六年に稿を起し、嘉永二年に至りその功を成したり。」（1頁）とあることから、「御実紀」の完成を嘉永2年（1849）とする辞書・年表類があるため、注意を促しておきたい。
- 36) 「徳川實紀校閲記」（黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補 国史大系第47巻 徳川実紀第10篇』吉川弘文館、1966年）より作成した。なお、成島司直による校閲に関する書入の実例については、1930年発行（1941年再刷）の『新訂増補国史大系第39巻 徳川実紀第2篇』の口絵などを参照されたい。
- 37) 献上本（「本書」と同種のものに、日光東照宮への献納本がある（安政4年〈1857〉12月1日献納）。時の将軍は13代家定（在職1853～1858）である。
- 38) 「御實紀成書例」の第38条に、「一、本書は出典を注せずといへども。副本に至りて

は毎條の下悉く原書の名を出す。附録のごときも又同し」とある。

- 39) 「元治増補御書籍來歴志」(国立公文書館内閣文庫所蔵)に、次のようにある。

「歴朝御実記

東照宮御実記

文化六年二月二十八日、林大学頭衡及ヒ成嶋邦之助讓等、旨ヲ奉シテ編輯ス。上ハ東照大君ニ始マリ、下ハ徳明大君ニ至ルマテ、十代ノ御事蹟ヲ備載シ、御言行ノ如キハ別ニ御付録ヲ付ス。嘉永二年十月九日御庫ニ収ム」

- 40) 紅葉山文庫の「元治増補御書籍目録」(慶応2年(1866)完成、国立公文書館内閣文庫所蔵)に「歴朝御実記」とあるものが、①本に該当しよう。

「御家類(中略)

東照宮御實記

十一冊 林 衡(述斎)

成嶋讓 編

歴朝御實記

五百十六冊 同上

- 41) 福井保「江戸幕府編纂物」図録編(雄松堂出版、1987年、71頁)参照。報告後、内閣文庫で閲覧したところ、表紙は絹・薄茶色で、料紙は薄手の美濃紙であった。

- 42) 国立公文書館編「内閣文庫百年史 増補版」汲古書院、1986年。

- 43) 橋本政宣「日光東照宮所蔵の徳川実紀と寛政重修諸家譜」(『大日光』第54号、1981年)。

- 44) 丸山二郎「徳川公爵家本徳川実紀について」(『日本の古典籍と古代史』吉川弘文館、1984年、初出1929年)。なお、静嘉堂文庫所蔵の「徳川実紀」(稿本)と③の稿本との関係を解明することは、今後の課題として残されている。

- 45) 『新訂増補国史大系第38巻 徳川実紀第1篇』の「凡例」に「今幸に内閣文庫及び公爵徳川家達家に製蔵せらるゝ二本を借覧することを得、旧輯統国史大系本を校訂せり」とある。同書では、国立公文書館内閣文庫本(浅草文庫本)を「ア」、徳川公爵家本を「ト」と記して、本文の異同を明らかにしている。

- 46) 註32)に引用した史料の傍線部②を参照のこと。

- 47) 太田晶二郎「徳川實紀の活字本」(『新訂増補国史大系』月報40、1966年)。

- 48) 「御実紀調所」が昌平坂学問所内に設置されるのは、「統御実紀」の編集が始まって以降のことである(山本武夫、前掲論文)。

- 49) 藤野保「徳川実紀の引用史料」(『新訂増補国史大系』月報4、1964年)・加藤栄一「徳川実紀 その叙述と典拠との間」(『新訂増補国史大系』月報17、1965年)。

- 50) 藤本幸夫「印刷文化の比較史」(荒野泰典ほか編「アジアのなかの日本史」VI文化と技術、東京大学出版会、1993年)。

〈付記〉

- * 1 本稿は、当日配布した資料レジユメのなかから必要な部分を本文・註に書き加え、また口頭で補足したことを加筆したものである。したがって、当日の本文レジユメと記述が異なる部分がある。また、口頭報告・比較史を意識したため、論文としては不適當な註記があり、体裁がやや整っていないところがある。これらの点については読者にご了承いただくことをお願いする次第である。
- * 2 報告後、静嘉堂文庫所蔵の「徳川実紀」(稿本)を調査した。参考のため、その結果を以下に記しておくたい。

冊数は全291冊で、各付録と「続徳川実紀」は一切、含まない。表紙は後表紙で渋皮引き無地。綴穴は4穴。題簽は左はじ。大きさは縦265×横182耗。料紙は楮紙。元表紙は、残っている場合を例にとると、生成で無地。表題は「東記 慶長九年十二月^{九五}」(「東照宮御実紀卷五」)のように訂正してあるものが、左はしに打付けで墨書してある。

管見の限りでは、一群の史料は、1面8行、1面10行、1面11行のグループに分けることができる。このうち、1面8行本には「校了」などといった文言が末尾に認められ(後述)、本文で紹介した稿本③(徳川林制史研究所寄託本)が、一部、静嘉堂文庫に入架した可能性がある。一方、1面10行・11行本には、切紙の貼付や大きな固まりで記事を移動させる指示(矢印など)が散見し、中清書を経た③の稿本以前に作成された草稿であろうことを推察させる。実際に、稿本③本と静嘉堂文庫本の1面10行本の記事を比較すると、静嘉堂文庫本では吹き出しの形で加筆した部分が、③本では本文に組み込まれていて、記事内容からも、稿本③の方が時間的に後に作成されたことを確認できる。ただし、静嘉堂文庫本の10行・11行本のどちらが早期の稿本であるかは未だ不明である。

8行・10行・11行本に共通するのは、朱書あるいは墨書で、引用書名が本文の右肩に書かれている点である。ここからすれば、稿本の段階では引用書名を右肩に記していたが、1回目の將軍献上本(天保13年)では引用書名を削除し、2回目の將軍献上本(嘉永2年)では引用書名をパラグラフの後ろにまとめて記す方法を採用したことになる。したがって、本論の「6」で示した考え方は概ね承されよう。

先に若干触れたように、静嘉堂文庫本の1面8行本のなかには、本論の「5」で示した校閲年の空白を埋める記事が見られる。以下、稿本の「校了」時期などに関する記事

を抜書きして列記しておきたい。()内は筆者による推定である。

書名	記事
家継「有章院御実紀」卷1	「寅（文政元年）十一月朔校讎訛」
「有章院御実紀」卷14	「己卯（文政2年）三月廿日校完」
吉宗「有徳院御実紀」卷1	「戌（文化11年）正月廿八日一校邦之丞」
「有徳院御実紀」卷61	「乙亥（文化12年）仏滅日（成島）邦之助 （出役石原）多助校行」
家重「惇信院御実紀」卷1	「亥歳（文化12年？）夏五月中浣八日校定此卷」
「惇信院御実紀」卷31	「子（文化13年？）夏五月中二日校完」
家治「浚明院御実紀」卷1	「丙子（文化13年）夏五二十四日始校浚紀首冊」
「浚明院御実紀」卷55	「戊寅（文政元年）四二十八校完」

上と本論の「5」で示した表からは、8代將軍吉宗の本編がまず出来上がり、以後、これを起点に上下に広がるように7代家継・9代家重・10代家治期の草稿が出来あがったこと。各編は、本編ついで付録の順番で完成したことが明らかになる。

なお、静嘉堂文庫所蔵の「東照宮御実紀卷一」の巻頭と「浚明院御実紀卷五十五」の末尾は、『静嘉堂文庫の古典籍 第3回 日本の貴重書』（静嘉堂文庫、1998年）に写真が掲載されているので、参照されたい。

(2000年3月下旬成稿)

